

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿取り扱い事務	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別等	
記録範囲	<p>1 登録基準日現在において年齢満18歳以上の日本国民で、深谷市に住民票が作成された日（転入届出をした者については当該届出の日）から引き続き3箇月以上深谷市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>2 登録基準日現在において年齢満18歳以上の日本国民で、深谷市から住所を移したもので、深谷市の住民票が作成された日（転入届出をした者については当該届出の日）から3箇月以上深谷市の住民基本台帳に記録されていた者で、深谷市に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しない者</p>	
記録情報の収集方法	住民基本台帳から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 深谷市選挙管理委員会</p> <p>(所在地) 〒366-6501 埼玉県深谷市仲町11-1</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第3項の規定に基づき、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報	—	

の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	